

経営財務時事レポート

包括的長期為替予約が「益出し」に当たるか —東京地裁平成17年2月28日判決—について

新日本監査法人 金融部/公認会計士 橋上 徹

日本公認会計士協会が会員向けに公表した会計監査上の留意事項の内容が法廷で争われた初めての事件であり、注目すべき判例である。この為、事件の争点と判決を緊急掲載する。

東京地裁民事第24部判決
平成16年(ワ)7286 事件

なお、原告は判決を不服として、東京高裁に控訴中である(平成17年(ホ)1743 事件)。

1. 事案の概要

本件は外資系金融機関に勤務して包括的為替予約(いわゆる「クーポン・スワップ・フラット為替」)を内容とする金融商品を販売している原告が、被告(日本公認会計士協会)に対し、包括的長期為替予約に対するヘッジ会計の適用について、被告が企業会計審議会意見に基づき関係者に対するヘッジ会計を一切認めないかのような内容の「留意点」^①を関係者に対する意見聴取手続を経て作成した実務指針^②に反して、その適用要件を不当に狭く限定し、原告が取り扱っている金融商品に対しヘッジ会計を一切認めないかのような内容の「留意点」を関係者に対する意見聴取手続を経ないで作成したことが不法行為に当たる旨主張し、違法な留意点

の公表により原告取扱いの金融商品の販売成績が不振になったことに対する慰謝料として141万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成16年4月7日(本件訴状送達日の翌日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたという事案である。

2. 争点

中心的争点は6つあるが、ここでは、最重要と思われる争点を紹介する。

即ち、本件の「留意点」公表の契機となった被告会員からの意見照会中の「包括的長期為替予約契約が利益出しの特性を有する。」旨の指摘が誤りであるかどうか、その誤りにより留意点の発表が違法となるかどうか、である。

3. 争点に対する判示

「包括的長期為替予約契約(クーポン・スワップ・フラット為替)」を内容とする金融商品が利益先出しの特性を有するとの本件意見照会中の記載が誤りであるかどうかについて検討する。

例えば、米国の金利が日本の金利よりも相対的に高いような場合には、先物為替予約レ

トが長期になればなるほど、円をドルと交換することができる。

そのように金利差がある状況において、包括的長期為替予約契約を締結して長期の先物為替相場の平均レートを契約レートとし、当該契約レートでドル建取得原価を円価額に換算する場合は個別の先物為替契約を締結して先物為替相場場で輸入商品のドル建原価を円価額に換算する場合(外貨建取引等会計処理基準に基づく会計処理)と比較すると、契約期間の前半では個別の先物為替レート(例えば120円)が契約レート(例えば100円)を上回り、逆に契約期間の後半では契約レート(例えば100円)が個別の先物為替レート(例えば90円)を上回ることから、契約期間の前半においては、契約レートで換算し

た円価額での売上原価が過小となって利益を過大計上することになり、他方で契約期間の後半においては逆に円価額での売上原価が過大となって前半で過大計上した利益を相殺していくことになる。

そこで、このように個別の為替レートで円価額に換算する場合と包括的長期為替予約により契約レート(平均レート)で円価額に換算する場合とを比較とを比較すると、包括的長期為替予約による場合のほうが「利益先出し」の特性を有すると表現することは必ずしも誤りとは言えない。その為、留意点の公表は違法とはいえない。

● 対顧客直物為替相場推移表 ●

通貨		月日					16日~20日 週間平均	4月の 月間平均
		5月16日	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日		
USD	T. T. S	108.46	107.81	108.56	108.21	108.78	108.36	108.46
	T. T. B	106.46	105.81	106.56	106.21	106.78	106.36	106.46
	T. T. M	107.46	106.81	107.56	107.21	107.78	107.36	107.46
HKD	T. T. S	136.99	136.20	136.99	137.45	137.66	137.06	140.51
	T. T. B	133.99	133.20	133.99	134.45	134.66	134.06	137.51
	T. T. M	135.49	134.70	135.49	135.95	136.16	135.56	139.01
SGD	T. T. S	202.74	199.96	200.90	201.20	201.80	201.32	207.53
	T. T. B	194.74	191.96	192.90	193.20	193.80	193.32	199.53
	T. T. M	198.74	195.96	196.90	197.20	197.80	197.32	203.53
SFR	T. T. S	88.57	88.07	88.64	89.04	89.03	88.67	90.72
	T. T. B	86.77	86.27	86.84	87.24	87.23	86.87	88.92
	T. T. M	87.67	87.17	87.74	88.14	88.13	87.77	89.82

(注) T. T. S = 電信売相場, T. T. B = 電信買相場, T. T. M = 電信売買相場の仲値, T. T. M及び平均相場は、東京三菱銀行公表レートを基礎に算出、平均相場は銭位未満四捨五入。

① <リサーチセンター審理情報No.19>『包括的長期予約のヘッジ会計に関する監査上の留意点』(平成15年2月18日、日本公認会計士協会)
② 会計制度委員会報告第14号(中間報告)『金融商品に関する実務指針』(平成17年2月15日最終改正、日本公認会計士協会)